

社会福祉法人きしろ社会事業会 軽費老人ホームきしろホーム入所契約書

利用者：_____（以下「利用者」という。）及び身元保証人と軽費老人ホーム きしろホームは、利用者が軽費老人ホーム（以下「施設」という。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、施設から提供されるサービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第1条 施設は、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な施設サービス及び各種サービスを提供し、利用者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目的とします。

（身元保証人の要件）

第2条 原則として利用者の親族代表者に身元保証人となっていただきます。神奈川県内又はその周辺（近県を含む）に居住する身元保証人を2名以上定めるものとします。身元保証人となる方はあらかじめ他の親族の合意を得てください。

2 前項の要件を満たす身元保証人を立てることが困難な場合、後見人制度等の公的制度を用いて身元保証人の代理を立てることができます。

3 身元保証人を変更する必要がある場合、基本的に利用者及び新旧保証人の了解が必要です。

（身元保証人の責務）

第3条 身元保証人は利用者に対し、次の責務を負うものとします。

2 医療機関への通院や入院の際の移送・付き添い・手続き

3 利用者の理解や意思表示が困難になった場合の、利用者代理人としての責務

4 本入所に関わる、他親族の同意の取り付け及び他親族への必要な連絡

5 契約終了時の身柄や私物の引き取り

6 何らかの事由で利用者が利用料金を支払えない場合の連帯責任

7 前各項の他、利用者の身上に関する必要な措置

（連帯保証人）

第4条 連帯保証人は、施設に対して利用者が本契約上負担する一切の債務を、極度

額 150 万円の範囲内で連帯して保証するものとします。

(施設の基準サービス)

第5条 施設サービスとして、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な施設サービス及び各種サービスを提供します。

(施設の基準外サービス)

第6条 施設は利用者との合意に基づき、以下のサービスを利用できるものとします。

- (1) 利用者が選定する特別な食事
- (2) 利用者に対する理美容サービス
- (3) 施設が定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- (4) 利用者の選択による介護保険サービス

2 前(2)項及び(4)項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。

(サービスの内容及びその提供)

第7条 利用者が提供を受けるサービスの内容は、「重要事項説明書」(以下、「説明書」という)及び前5条、6条に定めたとおりです。

- 2 施設は、前項「説明書」を、その内容につき、利用者及び身元保証人に説明し、書面による同意を得て交付します。
- 3 施設は、「保証人確認書」に基づき、利用者の日常生活を営む上で必要な援助を行います。
- 4 施設は、常に利用者の心身の状況を適切に把握しつつ、相談援助等の生活指導、その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供します。
- 5 施設は、サービスの提供記録を、この契約終了後2年間保管し、身元保証人の書面による求めに応じて閲覧、又は複写物を交付します。

(契約者の入院に係る取り扱い)

第8条 利用者が病院又は診療所に入院した場合、3カ月以内に施設での利用が可能な状態で退院すれば退院後も再び利用できるものとします。

- 2 利用者が病院又は診療所に入院した場合、「説明書」に定める利用料金を施設に支払うものとします。

(サービス利用料金の支払い)

第9条 利用料金は、「説明書」に記載するとおりとし、翌月第1水曜日までに施設に支払うものとします。契約期間中、老人福祉法及び関係法令等の改正により利用料

金が改定となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、施設は速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。

(施設及びサービス従事者の義務)

第 10 条 施設及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 施設は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 施設及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 施設は、利用者に対する施設サービスの提供について記録を作成し、それを 5 年間保管し、利用者もしくはその身元引受人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

(守秘義務等)

第 11 条 施設、サービス従事者又は従業員は、施設サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 施設は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 施設は、第 18 条に定める利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて入居者の同意を得るものとします。

(事故発生時の対応と未然防止対策について)

第 12 条 施設は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な対応を迅速に行います。

- 2 施設は、事故発生の原因究明を行い未然防止対策に努めます。

(利用者の施設利用上の注意義務等)

第 13 条 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、サービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、施設は、利用者のプライバシー等の保護につ

いて、十分な配慮をするものとします。

- 3 利用者は、施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。また、退去時の居室のクリーニング代は利用者が負担するものとします。
- 4 利用者は、施設の設備及び居室の利用等など施設が取り決めた規則にそって利用するものとします。

(損害賠償責任)

第 14 条 施設は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 11 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

- 2 施設は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。
 - (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
 - (2) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
 - (3) 利用者が、施設もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 3 利用者および保証人についても、自己の責に帰すべき事由により施設に損害が生じた場合、賠償する責任を負います。

(施設の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第 15 条 施設は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

(契約の終了事由)

第 16 条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 2 利用者及び身元保証人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項に

ついて、故意にこれを告げず、又は不実の告知及び著しい不信行為を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- 3 利用者や身元保証人が、事前に施設へ報告すべき情報を故意に隠し、施設との契約完了後にその情報が伝えられ、施設が対応できないと判断した場合
- 4 利用者が死亡した場合
- 5 施設が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- 6 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 7 施設が老人福祉法の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 8 利用者による、第9条に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 9 利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合及び介護保険施設等に入所した場合
- 10 利用者の、医療的対応の必要性が増す、或いは日常生活動作能力の低下や急激な体調等の変化により、介護サービスの提供が必要となり、施設が適切なサービスの提供が困難と判断した場合及び第3条及び第13条の履行がされない場合
- 11 利用者が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 12 利用者または、身元保証人を含む関係者による、施設及び施設職員への過剰な要求、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント、暴力等の人権を侵害する行為が認められ、施設から改めるよう求めた場合でも、その改善がみられなかった場合
- 13 第17条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(利用者からの中途解約等)

- 第17条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約終了を希望する日の7日前までに施設に通知するものとします。
- 2 利用者は、第8条の入院をした場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 3 利用者が、第1項の通知を行わずに居室から退去した場合には、施設が利用者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

(利用者からの契約解除)

- 第18条 利用者は、施設もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
- 2 施設もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める施設サービスを実

施しない場合

- 3 施設もしくはサービス従事者が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合
- 4 施設もしくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 5 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、施設が適切な対応をとらない場合

(契約の終了に伴う援助)

第 19 条 本契約が終了し、利用者が施設を退去する場合には、利用者の希望により、施設は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行うものとします。

- 2 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 3 居宅介護支援事業者の紹介
- 4 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

(居室の明け渡し－精算－)

第 20 条 利用者は、第 17 条第 2 号から第 18 条により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 13 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。

(外出・外泊)

第 21 条 利用者が外出・外泊する場合には、利用者又は身元保証人は、施設に対し、書面にて、その旨を届け出るものとします。

- 2 連続して 7 日間以上入院した場合、7 日目以降については、食材費相当額を返金いたします。

(居室の変更)

第 22 条 施設は、利用者が心身の状況の変化等により居室の変更を申し出た場合はその事由を協議して居室変更を行うことができるものとします。

- 2 施設は、利用者の健康維持増進と、そのための適切な施設サービスの提供に必要なであると認められるときは、前項の規定にかかわらず居室を変更することができるものとします。この場合、施設はあらかじめ利用者又は身元保証人と協議して承認を得るものとします。

(相談窓口)

第 23 条 施設は、その提供したサービスに関する利用者等からの相談等を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第 24 条 本契約及び「説明書」の解釈や定められていない事項については、民法、介護保険法、老人福祉法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者、身元保証人、施設が信義誠実の原則に則り誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者及び身元保証人、施設が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日
施設

住 所 鎌倉市坂ノ下 3 1 番 5 号

事業者 きしろホーム

施設長 溝 下 一 孝 (印)

利用者

住 所

氏 名 (印)

身元保証人

住 所

氏 名 (印)

身元保証人

住 所

氏 名 (印)

連帯保証人

住 所

氏 名 (印)